

葛 土 第

号



※1・2枚目に捨印を押印ください

農地転用等の通知書

このたび下記の土地について、農地法第5条第1項第号の規定による許可の申請にあたり、土地改良区地区除外等処理規程第2条第1項の規定に基づき、あらかじめ通知します。

なお、下記事項についてはこれを遵守し、同規程第5条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

令和 4 年 2 月 1 日

組合員（土地所有者・譲渡人）

住 所 幸手市戸島2丁目155番地

氏 名 葛西 太郎



関係者（譲受人）

住 所 幸手市戸島2丁目156番地

氏 名 杉戸 花子



※1・2枚目に押印ください

葛西用水路土地改良区理事長 様

記

※分筆した場合は全部事項証明書(写)

1. 案内図 公図(写) 配置図 委任状(写) (各1部)

2. 農業委員会（県知事）に転用許可申請書を提出しようとする日

令和 4 年 3 月 10 日

事務処理欄	
受付日	
交付日	
決済面積	m ²

3. 土 地

市町名	大字名	字名	地番	地目	転用面積	転用目的	転用予定日	土地所有者氏名
幸手市	千塚	野中	10番1	田	300 m ²	専用住宅	許可後	葛西 太郎
幸手市	千塚	野中	10番2	田	5.12	道路後退	許可後	葛西 太郎

転用面積合計 305.12 m² 2 筆

土地改良区地区除外等処理規程による遵守事項

第3条 第1項

- (1)土地改良施設の利用に支障をきたさないよう工事を施行すること。
- (2)組合員又は関係者の責に帰すべき土地改良施設の破損は、組合員又は関係者において、これを復旧すること。
- (3)汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4)その他土地改良区の事業に支障を生じる事項について必要な措置をとること。
- (5)組合員及び関係者は、定款及び規約による賦課金その他の滞納がある場合は、滞納金を完納すること。

「注」

寄付、採納分の土地についても地区除外の申請をしなければならない。